

住宅・まちづくり

都市計画の公告・縦覧

●西新宿三丁目西地区
第一種市街地再開発事業
3月15日に告示し、関係図書を縦覧
しています。
【縦覧場所・問合せ】防災都市づくり課
(本庁舎8階)☎(5273)3844へ。

都市計画変更の公告・縦覧

●歌舞伎町地区地域冷暖房施設
4月1日に告示し、関係図書を縦覧し
ています。
【縦覧場所・問合せ】都市計画課都市施設係
(本庁舎8階)☎(5273)3547へ。

福祉

民生委員・児童委員を委嘱

4月1日付けで、次の方が民生委員・
児童委員に委嘱されました(敬称略)。
【柏木地区】美濃郡芳和(北新宿4—
25—10)☎080(9347)1780
【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁
舎2階)☎(5273)4080へ。

家族介護者講座・家族会

●自分を大切に
いたわる介護
【日時】5月18日(土)午前

10時30分～12時
【講師】福原明子／看護師
【会場・申込み】4月17日(木)から電話か
ファックス(4面記入例のとおり記入)
または直接、笹野町高齢者総合相談セ
ンター(北山伏町2—12)☎(3266)
0753・☎(3266)0786へ。先着30名。
※介護のため参加が難しい方は、ご相
談ください。

こども・教育

グローバル

おはなし会
●えいごであそぼう!
【日時】5月11日(土)午前11時～11時40分
【対象】未就学児のお子さんと保護者、
20組
【内容】英語のおはなし会・ゲームほか
【会場・申込み】4月18日(木)から電話ま
たは直接、下落合図書館(下落合1—
9—8)☎(3368)6100へ。先着順。

子ども映画会

【日時】4月28日(日)午後2時～2時35分
【対象】中学生まで、40名(保護者の同伴
可)
【上映作品】「たろうのおでかけ」(字幕
あり)
【会場・申込み】当日直接、こども図書館
(大久保3—1—1、中央図書館内)☎(3364)
1421へ。先着順。

はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

つのはずスペシャル おはなし会

【日時】4月27日(土)午前11時～11時45分
【対象】3歳～小学生と保護者、20名
【内容】特大絵本や紙芝居の読み聞かせ
【会場・申込み】当日直接、角筈図書館(西
新宿4—33—7)☎(5371)0010へ。先
着順。

子ども向け演劇会

【日時】5月12日(日)午後2時～3時(午後1
時45分開場)
【対象】中学生まで、80名(保護者の同伴
可)
【上演作品】「風の子パズール」(出演は
劇団風の子)
【会場・申込み】当日直接、中央図書館(大
久保3—1—1)へ。先着順。
【問合せ】こども図書館☎(3364)1421
へ。



地域で子育てを応援しています

ファミリー・サポート・センター 会員募集

区社会福祉協議会のファミリーサポ
ート事業は、子育ての援助を受けたい方(利用
会員)と援助を行いたい方(提供会員)の、相
互援助活動です。いずれも会員登録が必要
です。



●主な援助活動
の例
▶保育施設等への
送迎
▶保育施設等の
終了時間後など
の子どもの預かり
ほか

- 送迎 ▶提供会員による子どもの送迎
- (1) 利用会員の登録を希望する方
説明会に参加してください(予約制)。
【説明会日時・会場】
▶①区社会福祉協議会(高田馬場1—17—
20)…4月20日(土)・23日(火)、5月9日(木)・18日(土)・
22日(水)、6月3日(月)、15日(土)、18日(火)
▶②ゆったりーの(北山伏町2—17)…5月27
日(月)
▶③中落合子ども家庭支援センター(中落合
2—7—24)…6月24日(月)
※説明会は、7月以降にも開催します。
※②③は午前10時から。①の時間等はお問い
合わせください。

【対象】区内在住・在勤・在学で、子育ての援助
を必要とする生後43日～18歳(18歳に達す
る日以後の最初の3月31日まで)の児童の保
護者、各回20名程度
(2) 提供会員の登録を希望する方
4日間の提供会員講習
会に参加してください。
受講できなかった科目
は次回の講習会で受講
できます。講習会終了後
に、(1)の説明会にもご参
加ください。
【講習会日時】6月6日(木)・7日(金)・10日(月)・11日
(火)午前9時～午後5時15分(終了時間は日によ
って変わります)、全4日
※講習会は、9月・2020年1月にも開催しま
す。
【会場】区社会福祉協議会
【対象】区内在住・在学の18歳以上で心身とも
に健康な方、30名
【申込み】4月17日(木)から(1)は電話で、(2)は電
話かファックス(4面記入例のほか生年月日
を記入)で、新宿区ファミリー・サポート・セン
ター☎(5273)3545・☎(5273)3082へ。先着
順。



▶講習会(子どもの応
急救護訓練)

地域の歴史や文化を未来につなげよう!

新たな文化財 3件が決定

指定文化財(2件)

区内の文化財のうち特に重要なものを、指定文化財として保
護・活用しています。今回の指定で指定文化財は126件となりま
す。

◇有形文化財(建造物) 永心寺本堂 (須賀町11)

享保11年(1726年)に
建てられた永心寺の本
堂。戦災被害の大きか
った区内では、希少な江戸
時代の建造物です。



◇有形文化財(建造物) 永心寺山門 (須賀町11)

薬門形式の山門。
江戸時代後期の建立
で、本堂とともに寺町
の景観をよく伝えて
います。



登録文化財(1件)

区内の文化財のうち保存する必要
があるものを、登録文化財として保
護・活用しています。今回の登録で登
録文化財は53件となります。

◇有形文化財(歴史資料) 長安寺の六地藏塔 (信濃町2-8)



弘化2年(1845年)1月24日に発生した
青山の大火の犠牲者を弔うため、翌年10
月に建立されました。三面に二体ずつ地
蔵菩薩像を配置した珍しい石塔です。

65歳以上の方へ

31年度 介護保険料のお知らせの発送

特別徴収の方は4月10日 普通徴収の方は4月16日

■ 今回お知らせしている金額は仮計算した金額です

31年度の介護保険料は、30年中の所得を基にした31年度の住民税課税状況
から決定します。31年度の住民税は6月に決定するため、今回お知らせした金額
は、30年度の住民税課税状況と、31年4月1日現在の世帯状況を基に仮計算した
ものです。なお、10月の消費税率10%への変更に合わせて、第1段階～第3段階の
保険料(年額)を軽減しています。

■ 年金から引き落とし(特別徴収)の方

年金から引き落とされる介護保険料の金額をお知らせするはがきを、4月10
日に発送しました。4月・6月・8月の保険料は、仮徴収額です。10月・12月・2020年
2月の年金から引き落とされる本徴収額は、31年度の住民税決定後、7月中旬に
改めてお知らせします。

■ 納付書または口座振替でお支払い(普通徴収)の方

介護保険料納入通知書を4月16日(木)に発送します。納付書でお支払いの方には、
納付書を同封しています。4月26日(金)までに届かない場合は、介護保険課資格係へ
ご連絡ください。4月～6月分は、仮計算した額をお支払いいただきます。7月分以降
の確定した金額は、31年度の住民税決定後、7月中旬に改めてお知らせします。

■ 3月中に65歳になった方・新宿区に転入した65歳以上の方等

次の方には、ご本人の30年度の住民税課税状況と資格取得日現在の世帯状況
で算出した31年3月相当分の納付書も同封しています。4月分とともに、5月7日
(火)までにお支払いください。
▶31年3月中に65歳になった方(昭和29年3月2日～4月1日生まれの方)、▶31年3
月1日～29日に新宿区に転入手続きをした方、▶29年中の所得に変更があった方

■ 納付書でお支払いの方は口座振替のご利用を

保険料のお支払いには、納め忘れのない口座振替をご利用ください。本人名義
のほか、家族名義の口座から引き落とすこともできます。納入通知書に同封の
「預金口座振替(自動払込)依頼書」でお申し込みください。
※年金からの引き落としとして介護保険料を納めている方は、口座振替への変更は
できません。
【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階)☎(5273)4597へ。

障害のある方へ

助成制度をご利用ください

各手当の支給の対象に該当している方で、まだ受給していない方は、申請
してください。申請した月分から支給されます。詳しくは、お問い合わせくだ
さい。
【問合せ】障害者福祉課経理係(本庁舎2階)☎(5273)4520・☎(3209)3441へ。



◆ 心身障害者福祉手当(区制度)

【対象】次のいずれかに該当する方
▶身体障害者手帳1～3級
▶愛の手帳1～4度
▶脳性まひ・進行性筋萎縮症
▶難病疾病
▶戦傷病者手帳特別項症～2項症
※施設に入所している方、児童育成手当の
障害手当支給対象の方、新規申請で65歳以
上の方、所得が一定以上の方は対象外です。
▶手当額(月額)115,500円(身体障害者手帳3
級、愛の手帳4度の方は7,750円)
【31年度の支給日】▶5月20日(月)(2月～4月分)
▶8月20日(火)(5月～7月分)
▶11月1日(金)(8月～10月分)
▶2020年1月31日(金)(11月～2020年1月分)
●所得に関する現況調査にご協力を
各手当とも、毎年7月初めから8月にかけて、
現況調査を行っています。対象の方には7
月10日頃に調査票を送付しますので、期限
内に必ず提出してください。

◆ 特別障害者手当(国制度)

【対象】次のいずれかに該当する方
◎特別障害者手当
日常生活で常時特別の介護が必要な状態
にある20歳以上の方で、①身体障害者手帳お
おむね1級、2級で重複障害の方、②愛の手帳
おおむね1度、2度で重複障害の方、①②と同
程度の疾病・精神障害の方
※施設に入所している方、病院等に3か月を
超えて入院している方、本人と扶養義務者
の所得が一定額以上ある方は対象外です。
◎障害児福祉手当
日常生活で常時介護が必要な状態にある
20歳未満の方で、①身体障害者手帳おおむ

ね1級、2級の一部の方、②愛の手帳おおむね
1度、2度の方、①②と同程度の疾病・精神障
害の方
※施設に入所している方、障害を理由とす
る年金を受けている方、本人と扶養義務者
の所得が一定額以上ある方は対象外です。
【手当額(月額)】▶特別障害者手当…27,200
円
▶障害児福祉手当…14,790円
【31年度の支給日】▶4月26日(金)(2月～4月分)
▶8月2日(金)(5月～7月分)
▶11月1日(金)(8月～10月分)
▶2020年1月31日(金)(11月～2020年1月分)
●所得に関する現況調査にご協力を
各手当とも、毎年7月初めから8月にかけて、
現況調査を行っています。対象の方には7
月10日頃に調査票を送付しますので、期限
内に必ず提出してください。
●受給資格喪失時の届け出はお忘れなく
次に該当する場合は、手当の受給者資格
がなくなります。該当する場合は受給者本
人または家族が必ず届け出てください。
▶死亡したとき
▶新宿区から転出したとき
▶法令の規定に基づき、老人福祉施設・生
活保護施設・障害者支援施設・児童福祉施
設またはこれらに準ずる施設((特別)養護
老人ホーム、軽費老人ホーム)に入所した
とき
▶病院等に3か月を超えて入院している
とき(特別障害者手当を受給中の方のみ)

認知症の相談・学習会・交流会

認知症・もの忘れ相談

【日時・会場】▶①5月9日(木)…落合
保健センター(下落合4—6—7)
▶②5月30日(木)…四谷高齢者総
合相談センター(四谷三栄町10—
16、四谷保健センター等複合施設
4階)
※時間はいずれも午後2時30分
～4時
【対象】区内在住で「最近もの忘れ
が多い」と心配のある方、各日4名
【内容】医師による個別相談(相談
医は新宿区医師会認知症・もの忘れ
相談医)
【申込み】4月17日(木)から電話で①
は落合第一高齢者総合相談セン
ター☎(3953)4080、②は四谷高
齢者総合相談センター☎(5367)
6770へ。先着順。

認知症介護者の学習会・ 交流会

認知症の介護に役立つ知識を
学ぶほか、介護者同士の仲間づく
りができる交流会を実施します。
【日時】5月9日(木)午後1時30分～3
時30分
【会場】百人町地域交流館(百人町
2—18—21)
【対象】区内在住で認知症の方を介
護しているご家族ほか、20名
【内容】講座「介護ストレス解消法」
(講師は渡辺浩子／ウエルネスコー
ーディネーター)
【申込み】電話かファックス(4面



からだにいいことはじめよう!

公衆浴場で湯ゆう健康教室

【日時・会場・内容】下表のとおり。時間は午後2時～2時45分
【対象】区内在住の60歳以上で「ふれあい入浴証」をお持ちの方、各回20名程度
【申込み】「ふれあい入浴証」をお持ちの上、当日直接、会場へ。先着順。
【問合せ】地域包括ケア推進課高齢いきがい係(本庁舎2階)☎(5273)4567へ。

会場	第1回	第2回	第3回	第4回
栄湯 西落合2—6—2 ☎(3953)6562	5月7日(火) 健康寿命を延ばす ためのロコモ対策	5月14日(火) 歩いて浴びて そう快に	5月21日(火) 健口体操でいつ までも元気に!	5月28日(火) おいしく食べ て健康に
第三玉の湯 白銀町1—4 ☎(3260)9326	5月9日(木) フレイル(虚弱)予防 今からできること	5月16日(木) 見直したい! 高血圧予防の食事	5月23日(木) 食べる幸せ いつまでも	5月30日(木) ストレッチ 3B体操
万年湯 大久保1—15—17 ☎(3200)4734	5月15日(火) 筋肉をつくるため の栄養摂取	5月22日(火) 口の機能低下を予 防する方法	5月29日(火) 元気で長生きフ レイル(虚弱)予防	6月5日(火) ポッチャを 楽しもう

地域ささえあい活動助成金

地域支え合い活動の事業を 実施する団体に助成します

区社会福祉協議会が共同募金を主な財源に、地域の皆さんの活動を応援します。助成
金ガイドラインの一部に変更があります。詳しくは、お問い合わせください。
【対象】区内で活動する、福祉団体、町会・自
治会、市民活動団体、当事者団体ほか
【対象事業】7月1日以降に実施する、▶地
域福祉の視点が盛り込まれた行事や活
動、▶ふれあい・いきいきサロンの運営、
▶障害者・難病患者などの当事者団体の
活動ほか
【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等
を5月20日(月)まで(土・日曜日、祝日を除
く)に同協議会法人経営課(高田馬場1—
17—20)☎(5273)2941へお持ちくださ
い。要綱・申請書は同協議会で配布す
るほか、同協議会ホームページ(☎http://
www.shinjuku-shakyo.jp/)から取り出
せます。

ご協力ありがとうございました 平成30年北海道胆振東部地震災害義援金

募金総額/84万4,222円
【問合せ】総務課総務係(本庁
舎3階)☎(5273)3505へ。
★区の職員がお宅にお伺いし、義援金を集めることはあ
りません。ご注意ください。